

## 他市町村の自治基本条例【用語の定義（まちづくり・自治・協働・参加）】

資料2

市町村名	用語	用語の定義
都留市	市民自治	まちづくりの主体者である各主体が、それぞれの役割に応じて、互いに連携し、公共的な事柄を自主的に決定し、地域社会を築いていくことをいいます。
	参画	市の政策の立案、実施及び評価に至る過程において、責任をもって主体的に参加し、意思形成に関与することをいいます。
	協働	各主体が互いの自主性を尊重しつつ、それぞれの役割と責任に基づき、対等な立場で相互に補完し、協力することをいいます。
	まちづくり	地域が抱えている様々な課題解決を図り、目指すべき地域社会のあり方を達成しようとする取組をいいます。
飯田市	まちづくり	「ムトス」の言葉に象徴される、まちを活気のある明るく住みよくするための事業や活動を総称します。
	自治	市民が市政に参加し、その意思と責任に基づき市政が行われることのほか、地域の公共的活動を自ら担い、主体的にまちづくりを推進することをいいます。
	協働	まちづくりのために、市民と市とが情報を共有し、それぞれの役割を担いながら対等の立場で協力し、共に考え行動することをいいます。
静岡市	まちづくり	心豊かに、かつ、快適に暮らせる生活環境及び安心して活動することのできる安全な地域社会を創るために行う公共的な活動をいう。
	協働	市民、市議会及び市の執行機関が、それぞれ自らの果たすべき役割及び責務を自覚して、自主性を相互に尊重しながら、協力し合い、又は補完し合うことをいう。
柏崎市	まちづくり	住み良いまち・豊かな地域社会をつくるための道路、公園、建物などの空間の創造と、その空間において展開される文化、環境、自然などに配慮した市民のための暮らしの創造をいう。
	協働	市民と市、又は市民と市民とがそれぞれに果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補完・協力することをいう。
	参加	まちづくりに関して、市民が意見を述べ、又は計画立案及び実施に主体的にかかわることをいう。
京丹後市	自治	自分たちのことは、自分たちで考え行動し、治めることをいう。
	協働	市民及び市並びに市民相互が目的を共有し、それぞれの役割と責任を担いながら、お互いに補完し協力することをいう。
	参加	まちづくりに関して、市民が意見を述べ、又は計画、実施及び評価に主体的にかかわることをいう。
駒ヶ根市	地域自治	自治組織の活動を通じて、豊かな地域社会を実現することをいいます。
	市民自治	市民活動を通じて、豊かな地域社会を実現することをいいます。
	住民自治	地域自治及び市民自治の総体をいいます。
	市民参加	市が行う主要な計画の策定、事業の実施等に対し、市民等が主体的に参加することをいいます。
	協働	市民等は相互に、市民等及び市は互いに、その立場を認め合い、対等の関係で役割分担しながら、連携・協力して公共的又は公益的な課題に取り組むこと、又は、環境を改善するための行動を自発的かつ協調的に起こすことをいいます。
	まちづくり	公共的かつ公益的な活動を通じて心豊かに安心して暮らせる環境及び豊かな地域社会を創ることをいいます。
	地域づくり	自治組織により行われるまちづくりをいいます。

## 他市町村の自治基本条例【コミュニティの定義・権利・責務・役割】

市町村名	コミュニティの定義	コミュニティの権利	コミュニティの責務・役割
飯田市	(2) 市民組織 市民により自主的に形成され、まちづくりのために、互いに協力し多様な活動を行う組織をいいます。	(自治活動組織) 第15条 市民は、地域社会の一員として、自治活動組織(地域市民により形成され、まちづくりに取り組む市民組織をいいます。)の役割について理解を深め、協力するとともに、自治活動組織への加入に努めます。 2 市民は、可能な範囲内で、自治活動組織の活動に参加し、地域社会において個性や意欲を発揮することができるものとします。	第15条 3 自治活動組織は、地域市民の加入や参加が促進されるために必要な環境づくりに努めます。
多摩市	コミュニティとは、市民が互いに助け合い、心豊かな生活をおくることを目的として、自主的に結ばれた組織をいいます。		第7条 コミュニティとは、市民が互いに助け合い、心豊かな生活をおくることを目的として、自主的に結ばれた組織をいいます。 2 市民、市議会及び市の執行機関は、地域社会を多様に支え、自主的かつ自立的なコミュニティ活動の役割を尊重するものとします。
柏崎市	(6) コミュニティ 自主性と責任を自覚した市民で構成される地域社会の多様な集団及び組織をいう。		(コミュニティの役割) 第12条 コミュニティは、地域社会の担い手として主体的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。
野洲市	(3) 市民活動 市民が、自らの意志で主体的に行う公益性のある活動をいいます。ただし、主として営利を目的とする活動、宗教に関する活動、政治に関する活動及び選挙に関する活動を除きます。 (4) 自治会 本市の一定の地域に住む人が、自治意識に基づき主体的に組織する団体をいいます。		(市民活動団体の役割) 第9条 市民活動団体は、だれもが気軽に市民活動に参加できるよう、多くの市民にその活動の楽しさとやりがいを伝え、活動の輪を広げます。 (自治会の役割) 第10条 自治会は、地域における自治の主体として、地域のよりよい生活環境の充実に努めます。

日進市	<p>(3) コミュニティ 住民自治組織等地域の問題を自ら解決することを目的とする集団又はNPO等の活動内容若しくはテーマを主なつながりとする集団をいいます。</p> <p>(4) 市民自治活動 市民が、住みよいまちづくりをめざし、自主的に行う多様な公益的活動をいいます。</p>		<p>(市民自治活動)</p> <p>第16条 市民は、それぞれの地域において、住民自治組織等によるコミュニティ活動を通じ、市民自治活動の推進に努めます。</p> <p>2 市民は、NPO等によるコミュニティ活動やボランティア活動を通じ、それぞれの役割のもとで、自らできることを考え、行動し、市民自治活動の推進に努めます。</p> <p>3 市民は、コミュニティが市民主体の自治の重要な担い手となることを認識し、これを守り育てるよう努めます。</p> <p>4 市の執行機関は、市民自治活動の自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援するものとします。</p> <p>5 前項に規定する市民自治活動の支援に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。</p>
名張市			<p>第33条 市民は、地域のなかで安心して暮らし続けることができるよう、自主的に区、自治会等の基礎的なコミュニティの活動に参加し、交流しながら、相互に助け合うとともに、地域課題の解決に向けて協力して行動するものとする。</p> <p>2 市は、区、自治会等の果たす役割を尊重し、その活動を振興するために必要な施策を講じなければならない。</p>
日吉津村	<p>第2条</p> <p>(7) コミュニティ 地域の課題解決に向けて、村民が協働して取り組む多様なつながり、組織をいいます。</p> <p>(8) 自治会 集落の全戸加入を原則とし、その地域の運営や住民の親睦の中核を担っている自治組織をいいます。</p>		<p>(コミュニティ)</p> <p>第30条 村民は、地域の中で安心して暮らし続けることができるよう、自主的にコミュニティの活動に参加し、相互に助け合うとともに、地域課題の解決に向けて協力して行動するものとします。</p> <p>2 村民及び村は、地域に根ざしたコミュニティの役割を認識し、その組織や活動を守り、育てるよう努めるものとします。</p> <p>(自治会)</p> <p>第31条 自治会は、集落の自治組織として、地域の様々な課題解決に対し総合的な役割を担い、地域の運営や住民の親睦、自治会公民館の管理及び活用などを行なうものとします。</p>

## 小諸市区長に関する規程

昭和 29 年 9 月 6 日

規則第 10 号

第 1 条 本市処務執行のため本市を次の 68 区に分ち各区に区長を置く。区名及び管轄区域は別表による。

第 2 条 区長は本市住民で所属区の推薦により、市長これを委嘱する。

第 3 条 区長の任期は 2 年とする。ただし補欠により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

第 4 条 区長交代したときは、前任者は退職した日より 5 日以内にその事務を後任者に引継ぐものとする。

第 5 条 区長はおおむね次の事項を処理するものとする。

- (1) 法令、その他伝達事項を処理すること。
- (2) 区内に属する市行政に関し、市長に意見を述べること。
- (3) 市長の要求あるときは、区内に関する諸般の調査をなすこと。
- (4) その他区内に属する事項

第 6 条 各区に毎年次の区分により事務委託費を支給する。

### (1) 区長事務委託費

区の世帯数		年額	
49 戸以下		138,000 円	
〃	50 戸以上 99 戸以下	〃	148,000 円
〃	100 戸以上 149 戸以下	〃	158,000 円
〃	150 戸以上 199 戸以下	〃	168,000 円
〃	200 戸以上 249 戸以下	〃	178,000 円
〃	250 戸以上 299 戸以下	〃	188,000 円
〃	300 戸以上 349 戸以下	〃	198,000 円
〃	350 戸以上 399 戸以下	〃	208,000 円
〃	400 戸以上 449 戸以下	〃	218,000 円
〃	450 戸以上 499 戸以下	〃	228,000 円
〃	500 戸以上 549 戸以下	〃	238,000 円
〃	550 戸以上 599 戸以下	〃	248,000 円
〃	600 戸以上 649 戸以下	〃	258,000 円
〃	650 戸以上 699 戸以下	〃	268,000 円
〃	700 戸以上 749 戸以下	〃	278,000 円
〃	750 戸以上 799 戸以下	〃	288,000 円
〃	800 戸以上	〃	298,000 円

### (2) 区事務委託費

ア 戸数割 1 戸年額 900 円

イ 事務用品費 1 区 2,000 円

2 世帯数は、支給年度の 5 月 1 日現在小諸市の住民基本台帳に登録されている世帯数によるものとする。

## 別表

区 名	管 轄 区 域
小原区	小原
東小諸区	東小諸 大字森山の一部
東山区	山の前
乙女区	乙女 旭ヶ丘
御幸町区	荒堀 御幸町
与良区	与良町 大日小路 熊野小路 神明町 東神明町 未広町 大字加増の一部
緑ヶ丘区	緑ヶ丘
鶴巻区	鶴巻 石原町上部
松井区	松井 軽石
天池区	天池
東雲区	郷土 熊ノ堂 中松井
八幡町区	八幡町 寿町の一部
紺屋町区	紺屋町 水道町の一部 寿町の一部
荒町区	荒町
三和区	中央道路 水道町の一部 寿町の一部 山崎町の一部
赤坂区	赤坂町 三番町 清水町 中町 上町 脇ノ町 駒形町
相生区	相生町 袋町 筒井町 五軒町
大手区	馬場裏町 大手町 富士見町 樋の下町 鹿島町
古城区	馬場町 七軒町 足柄町 耳取町 中棚 城下
本町区	本町 仲町 東沢
田町区	田町 北町の一部
六供区	六供 北町の一部 大字菱平の一部
市町区	市町 裏町 横町 柳町 栃木
新町区	新町 大梁 押出 向押出 芦原
両神区	両神団地
富士見平区	富士見平団地
南町区	南町 東町 西部 下川原 石原町下部
原村区	大字八満の一部(原村) 大字平原の一部
中村区	" " (中村)
八代区	" " (八代)
西八満区	" " (西八満)
東区	" " (東団地) 大字柏木の一部
藤塚区	" " (藤塚)
南ヶ原区	" " (南ヶ原) 大字塩野の一部(水出)
乗瀬区	大字塩野の一部(乗瀬)
石峠区	大字柏木の一部(石峠) 大字加増の一部

柏木上区	大字柏木の一部(柏木上部)
柏木下区	" " (柏木下部) 大字加増の一部
四ツ谷区	" " (四ツ谷)
ひばりヶ丘区	大字加増の一部(ひばりヶ丘)
加増区	" " (加増)
荒堀区	" " (荒堀)
菱野区	大字菱平の一部(菱野)
後平区	" " (後平)
諸区	大字諸 大字西原の一部
西原区	大字西原
滝原区	大字滝原 大字西原の一部
大久保区	大字大久保の一部(大久保)
氷区	" " (氷)
鴫久保区	" " (鴫久保)
西浦区	大字山浦の一部(西浦)
上ノ平区	" " (上ノ平) 城下の一部
久保区	" " (久保)
大杭区	" " (大杭)
宮沢区	" " (宮沢)
御牧ヶ原区	大字大久保の一部 大字山浦の一部
諏訪山区	" " (諏訪山)
市区	大字市
耳取区	大字耳取 大字市の一部
森山区	大字森山 大字市の一部
御影区	大字御影新田の一部(御影)
平原区	大字平原
和田区	大字和田 大字御影新田の一部 大字市の一部
一ツ谷区	大字御影新田の一部(一ツ谷)
谷地原区	大字御影新田の一部 大字市の一部
芝生田区	大字滋野甲の一部(芝生田)
井子区	" " (井子)
糠地区	" " (糠地)